

修 繕 要 綱

平成 26年(2014 年)4 月

水 道 維 持 課

修繕要綱

(目的)

第1条 この要綱は、法令及び豊中市水道事業給水条例（昭和35年豊中市条例第23号。以下「給水条例」という。）に定めがあるもののほか、豊中市上下水道局（以下「上下水道局」という。）が施行する修繕の業務を適正かつ円滑に施行するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における修繕は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般修繕 水道施設又は給水装置における次条に定める修繕範囲において、発生した漏水や止水不良などの不具合箇所を修繕する工事をいう。
- (2) 特別修繕 水道施設又は給水装置における次条に定める修繕範囲において、第三者の原因により発生した破損箇所を修繕する工事をいう。

(修繕の対象と範囲)

第3条 修繕の対象と範囲は、次の各号に掲げるものとし、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道施設 水道施設全体
- (2) 給水装置 次に掲げる給水方式に基づき、当該号の細分に定めるところによる。

ア 直結直圧給水方式

- (ア) 直結直圧式 配水管の分岐から市の水道メーター（以下「メーター」という。）まで
- (イ) 3階直結直圧式（共同住宅等） 配水管の分岐から宅地内の道路直近に設置されている第一止水栓まで
- (ウ) 4・5階直結直圧式（共同住宅等） 配水管の分岐から宅地内の道路直近に設置されている第一止水栓まで

イ 直結増圧給水方式（共同住宅等） 配水管の分岐から宅地内の道路直近に設置されている第一止水栓まで

ウ 受水槽給水方式（共同住宅等） 配水管の分岐から宅地内の道路直近に設置されている第一止水栓まで

2 前項の規定にかかわらず、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が緊急であると認める場合は、この限りでない。

（上下水道局が施行しない修繕）

第4条 上下水道局が施行しない修繕の内容は、宅地内における復旧工事及び付帯工事とする。

（修繕に要する費用の負担）

第5条 修繕に要する費用の負担は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般修繕に要する費用 給水装置の使用者又は所有者

(2) 特別修繕に要する費用 破損原因者

（修繕に要した費用の徴収）

第6条 豊中市水道事業給水条例施行規程（昭和35年企業管理規程第9号）第18条の規定により徴収する修繕に要した費用は、次の各号に掲げる費用の合計額に、100分の108を乗じて得た額とする。

(1) 材料費

(2) 労力費

(3) 土工事費

(4) 損料

(5) 諸経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その金額を加算する。

3 前2項の金額については、管理者が別に定める修繕単価表及び共通代価表により算出する。

(修繕に要した費用を徴収しない場合)

第 7 条 給水条例第 10 条第 3 項ただし書の規定により費用を徴収しない場合は、第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する修繕のうち、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 漏水に起因するもの

ア 道路部給水装置の修繕

イ 宅地内給水管の修繕 (ただし、修繕の管延長が 1 メートル未満かつ口径 50 ミリメートル以下に限る。)

ウ 宅地内止水栓の修繕 (ただし、口径 25 ミリメートル以下のものに限ることとし、修繕による対応ができない場合に行う止水栓の取替えを含む。)

(2) 止水不良に起因するもの

ア 止水栓の修繕 (ただし、口径 25 ミリメートル以下のものに限ることとし、修繕による対応ができない場合に行う止水栓の取替えを含む。)

(3) 調査に関するもの

ア 出水不良の原因箇所を特定するための調査

(4) 前 3 号に定めるもののほか、管理者が必要と認めるもの

附 則

1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 修繕工事要綱 (平成 16 年 10 月 1 日施行) は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。